

教団の動き

葬儀式和讃の男女の区別を廃止

【1/6】

いため、今回告示内容を改正し廃止に至った。
詳細については、左記の「一九七二年告示第十七号における葬儀式和讃の改正について」を参照。

一月六日付告示第一号にて、葬儀式に用いる和讃の定めを改正し、男女による和讃の区別を廃止した。

この男女の区別は、一九七二年の告示第十七

号「葬儀並びに葬儀前後の行事について」にて告知されていたもの。今般、その意義や課題に

ついて儀式指導研究所を中心に、関係部門と協議を重ねた結果、教学的な意義が見いだされな

い。なお今後、儀式指導研究所において、今回の改正内容を含め、葬儀式関連の声明作法について研究、点検を進めていく。

一九七二年告示第十七号における葬儀式和讃の改正について

儀式指導研究所長 木全和博

このたび儀式指導研究所では、葬儀並びに葬儀前後の行事等の基準を定めた、一九七二（昭和四十七）年告示第十七号（四月二十八日付）のうち、「葬儀式和讃」を改正することとしました。

同朋会運動が推進されてくる中、宗門内外では様々な観点からの論議がありましたが、なかでも性差別の問題と、それに関連する聖教説話の問題は、真宗の儀式のありかたを改めて確かめていく必要性を喚起する一方で、現在の儀式執行の現場に直結する問題であることから、改正という動きがなかなか具現化してきませんでした。

しかしながら儀式指導研究所内部でも、この課題は「果たして宗祖が和讃を著された御心にかなつているのか」という問いかけのもと、長らく論議し続けてきました。そして二〇一九年度に至り、新たに研究作業班を編成し、具体的な検証作業に取り組み、今般、必要な手続きを経て改正に至つたものであります。

本来、宗祖親鸞聖人が著された「和讃」は、日々の勤行の中で繰り読みし、宗祖の御心にふれていくものであります。また、特別の法要にあつては、その法要を執行する者の、自らの求道の歩みの中から、その法要ごとに和讃を選んで勤行がなされます。しかしながら、一九七二年の告示の「葬儀式和讃」は、当派において葬儀式に用いるものとして、それまでの慣例等を参考に選定され、告示したものであり、この告示にある「葬儀式和讃」に示された「男女の区別」には教学的根拠が見いだせず、その区別によってかえって宗祖の著された和讃全体をいただく際、誤解を生じさせる恐れがあります。

聖教における差別的言辞の問題を考えるとき、作成された時代、その背景等、さまざまな観点から考察し、説かれた方、またそれを受け取つた方の心にふれるような作業が必要であると思われます。しかしながら、この告示における和讃の男女の区別は、それ以前の問題として和讃を断定的に、限定的に受け止めており、教学的な根拠がないと言わざるを得ません。

以上のような点を鑑み、このたび、この告示の中における、「葬儀式和讃」の男女の区別を廃止いた

します。法要に依用される和讃は、先に述べましたように、その執行者が選定するのが本来であります。しまれてきた和讃は残しつつ、性差によって依用を限定するよう示されたものは選定しておりません。各位におかれましては、これらの経緯をご理解いただき、葬儀式の場が、真に念佛往生の道を勤めるものとなるよう儀式執行をお願い申し上げます。

今後は、この告示にある葬儀式のその他の箇所全般にわたつてのさらなる研究、点検を進め、必要な改正を行つてまいるとともに、葬儀式に関する勤行本の編集・発行を急いでまいりたいと考えております。

なお、今回の葬儀式和讃の改正にとどまらず、「净土和讃」「高僧和讃」「正像末和讃」をはじめ、大谷派において依用される聖教、偈文等における差別的表現とされる箇所の問題については、今後、関係部門と連携しながら、儀式指導研究所において継続的に研究、検討を続けてまいります。

